



### 長野県告示第63号

安曇野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和8年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 地区界測量

2 作業期間

令和7年12月26日から令和8年3月25日まで

3 作業地域

安曇野市

建設政策課

### 長野県告示第64号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 空中写真撮影

2 作業期間

令和7年4月1日から令和8年1月31日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

### 長野県告示第65号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 塩尻市基盤地図修正

2 作業期間

令和7年5月27日から令和8年1月30日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

### 長野県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月6日まで一般の縦覧に供します。

令和8年2月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

別表とのおり

## 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占用を制限する理由

緊急輸送路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占用の制限の開始の期日

令和8年2月19日

別表

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	141号	小諸市柏木344番の1地先から 小諸市御幸町2丁目3番の6地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
一般国道	299号	南佐久郡佐久穂町大字畑2151番の1地先から 南佐久郡佐久穂町大字畑1133番の6地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	梓山海ノ口線	南佐久郡川上村大字大深山480番の1地先から 南佐久郡川上村大字大深山639番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	佐久小諸線	佐久市鳴瀬484番地先から 佐久市根岸字西深町2203番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	上原猿久保線	佐久市根々井15番の10地先から 佐久市猿久保877番の6地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	上小田切臼田停車場線	佐久市臼田89番の3地先から 佐久市臼田80番地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	菱野筒井線	小諸市紺屋町2丁目9番の1地先から 小諸市相生町3丁目1番の8地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	峰の茶屋小諸線	小諸市八幡町3丁目3番の9地先から 小諸市八幡町2丁目3番の7地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	旧軽井沢軽井沢停車場線	北佐久郡軽井沢町軽井沢3番の13地先から 北佐久郡軽井沢町軽井沢東8番の3地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	御代田停車場線	北佐久郡御代田町馬瀬口526番の8地先から 北佐久郡御代田町馬瀬口1895番の14地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	小諸中込線	小諸市御幸町2丁目3番の6地先から 小諸市甲91番の7地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	岩村田停車場線	佐久市岩村田795番の1地先から 佐久市岩村田1156番の2地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	芦田大屋停車場線	北佐久郡立科町芦田西町屋敷2680番の1地先から 北佐久郡立科町大字山部157番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所
県道	草越豊昇佐久線	佐久市岩村田542番地先から 佐久市岩村田795番の1地先まで	長野県建設部道路管理課 長野県佐久建設事務所

道路管理課

## 長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年2月19日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

- 1 路線名 長沢田村線
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡豊丘村神稲12527番の447地先から  
下伊那郡豊丘村神稲12527番の450地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和8年2月25日

道路管理課



## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年2月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 落札に係る調達產品等の種類及び数量  
長野保健福祉事務所庁舎以下8施設で使用する電気  
予定契約電力1,239kW 及び予定使用電力量3,731,696kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名称 長野県健康福祉部健康福祉政策課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日  
令和8年1月21日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名称 伊藤忠エネクス株式会社
  - (2) 所在地 東京都千代田区霞が関3丁目2番8号
- 5 落札金額  
103,133,262円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
令和7年12月11日

健康福祉政策課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年2月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) デリシア大豆島店  
長野市大字大豆島字河原5711番地-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社デリシア  
代表取締役社長 森 真也  
松本市大字今井7155番地28
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名